

《償還払いについて（移・障・子・母・高共通）》

◆ 次のような場合は申請いただくことで、健康保険の自己負担額のうち助成対象分を振り込みでお返しします。

- ① 兵庫県外の医療機関で受診したとき
- ② 兵庫県内の医療機関で受給者証を提示せずに受診したとき
- ③ 入院に係る福祉医療一部負担金を 4 か月以上連続して支払ったとき
（高齢期移行を除く）
- ④ 治療用装具（コルセット等）を購入したとき
- ⑤ マイナ保険証や資格確認書等を提示せずに自費（10 割）で受診したとき

【注意】

- ・ 上記の④、⑤に該当する場合は、健康保険の療養費の申請、給付が先となります（三木市国民健康保険及び兵庫県後期高齢者医療の方は、同時に申請を受け付けます）。
- ・ 上記の①、②で高額療養費、附加給付等に該当する場合は、健康保険の給付が先となります（三木市国民健康保険の方は、同時に申請を受け付けます）。

◆ 申請されるときは次のものが必要となります。

- ・ 領収書
（受診者名、受診日、診療点数、医療機関名、領収金額が分かるもの）
- ・ 振込先
- ・ 受給者証
- ・ マイナ保険証や資格確認書等
- ・ 支給決定通知書等（療養費、高額療養費、附加給付等がある場合）
- ・ 医師の意見書、装着証明書（治療用装具の場合）

◆ 振り込みには診療月から 2、3 か月程度かかります（加入されている健康保険、領収金額等により異なりますので、申請時にお尋ねください）。